

訪問販売消費者救済事業業務実施方法書

(目的)

第 1 条：この訪問販売消費者救済事業業務実施方法書（以下「方法書」という。）は、公益社団法人日本訪問販売協会（以下「協会」という。）が特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「特定商取引法」という。）第 29 条の 2 の規定に基づき、協会定款第 4 条第 5 号に定める事業に係る業務（以下「消費者救済業務」という。）を適正かつ円滑に遂行するため、当該業務の実施方法を定めることを目的とする。

(業務の執行)

第 2 条：消費者救済業務は、特定商取引法、定款、その他の関係法令によるほか、この方法書に定めるところにより行うものとする。

(消費者救済業務の定義)

第 3 条：消費者救済業務とは、協会の正会員（以下「正会員」という。）の営む訪問販売の業務に係る売買契約若しくは役務提供契約を特定商取引法の規定により解除し、又は正会員の営む訪問販売の業務に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み若しくはその承諾の意思表示を特定商取引法の規定により取り消して当該正会員に支払った金銭の返還を請求した消費者（以下「購入者等」という。）に対し、一定の金銭（以下「救済給付金」という。）を給付する業務をいう。

(基金の創設)

第 4 条：協会は、消費者救済業務を実施するため、協会定款第 46 条の規定により正会員から出えんされた金銭（以下「出えん金」という。）のすべてを原資とする訪問販売消費者救済基金（以下「基金」という。）を設け、この業務に要する費用に充てるものとする。

(救済審査委員会の設置)

第 5 条：協会は、消費者救済業務に係る審査を厳正かつ公正に実施するため、協会定款第 47 条に基づき消費者救済に係る審査委員会（以下「救済審査委員会」という。）を置く。

2 前項の救済審査委員会の委員構成、任務等の詳細については事務細則に定める。

(基金の規模と出えん金の額)

第 6 条：第 4 条に定める基金の募集額は、当該基金の設立時において 1 億円を下回らない

額を協会の理事会（以下「理事会」という。）が決定する。

- 2 基金の設立時における出えん金の額は、前項に定める基金の募集額をその正会員の頭数に応じて按分した金額を基準として理事会が決定する額とする。
- 3 基金が設立された後で正会員になろうとする者の納付する出えん金の額は、前項の金額を基準として総会においてこれを決定する。

（救済給付の上限）

第 7 条：協会が給付する救済給付金は、基金の安定的・継続的な運用を考慮し、給付申請事案に係る一契約に対する給付上限額を 100 万円とする。

（救済給付の申請）

第 8 条：第 3 条に定める場合に該当し、救済給付金の給付を申請しようとする者は、事務細則に定める書面（以下「申請関係書類一式」という。）を協会に提出しなければならない。

- 2 前項の救済給付金の給付に係る申請（以下「申請」という。）は、当該購入者等が特定商取引法の規定により当該契約の解除又は申込み若しくは意思表示の取消しを行い、当該契約を締結した事業者（以下「相手方事業者」という。）に対し支払った金銭の返還を請求した日から 1 年を超えない間は、これを行うことができる。

（申請の受理と事実の調査）

第 9 条：協会は、前条に定める申請があった場合は、事務細則に定める申請受理要件を充たすか否かを確認し、受理要件を充たしたものはこれを受理する。

- 2 協会は、前項の確認の結果、当該申請が受理要件を充たさないと判断した場合はこれを保留することができる。保留した場合はその理由を当該申請関係書類一式の提出者（以下「申請書類提出者」という。）に告げ、申請に係る助言を行うとともに、当該申請書類提出者の希望を確認しつつ当該案件に関して協会の消費者相談室によるあっせん解決が可能か否かを検討し、可能な限り解決するよう努めるものとする。
- 3 協会は、第 1 項により申請を受理したときは、事務細則に従ってその旨を当該申請者及び当該相手方事業者に通知する。
- 4 申請書類提出者は、協会がその申請を受理した後、それを取り下げようとするときは、事務細則に定める書面を協会に提出しなければならない。

（審査のための事実確認）

第 10 条：協会は、前条第 1 項により申請を受理したときは、事務細則の定めに従い当該申請事案に関して調査確認し、事実関係の整理を行うものとする。

(給付に係る審査)

第 11 条：協会の会長（以下「会長」という。）は、第 8 条に基づく申請を受理したときは、第 5 条に定める救済審査委員会に対し、当該受理案件に関して次の各号に掲げる事項の審査を付託する。

- 一 救済給付金給付の可否
 - 二 給付する場合は、その給付額
- 2 救済審査委員会の委員長（以下「委員長」という。）は前項の付託を受け、委員会を招集して申請関係書類一式及び第 10 条で確認した事実に基づき審査を行う。
- 3 委員会は、第 1 項各号の事項を判断するために必要と認めるときは、当該申請に関係する範囲に限り必要な事項を調査することができる。
- 4 委員会は、前項の調査のために、当該申請を行った者（以下「申請者」という。）及び相手方事業者に対して質問し、関係資料の提出を求めることができる。
- 5 相手方事業者は前項の規定による求めを拒んではならない。

第 12 条：委員長は、前条の審査の結果（以下「審査結果」という。）を会長に報告する。

(給付の可否等の決定とそれらの通知)

第 13 条：会長は前条の報告を受けたときは、これを理事会に諮る。

- 2 理事会は当該審査結果を尊重し、給付の可否及び給付する場合はその給付額を決定するものとする。

第 14 条：協会は、事務細則に従い前条により救済給付金を給付する旨又は給付しない旨を決定したときは、当該申請者及び当該相手方事業者に対し書面にその旨、その理由及び給付する場合はその給付額等を記載してこれを交付しなければならない。

(救済給付金の給付)

第 15 条：協会は、第 13 条第 2 項の規定により理事会で承認された救済給付金の給付額を、申請者が事務細則に定める手続きに従い提出した書面に記載されている振込先に振り込むことにより給付する。

(業務実施状況の公表)

第 16 条：協会は、消費者救済業務の実施状況を定期的に公表するものとする。

- 2 前項に定める公表の内容、公表の時期及び方法等については事務細則に定める。

(救済給付に係る充当金)

第 17 条：協会は、第 15 条の規定により救済給付金を給付したときは、事務細則の定めに従い、速やかに相手方事業者に対し、当該給付額に相当する額の救済給付充当金を協会に納付すべき旨を通知するものとする。

2 相手方事業者は、前項の通知を受けたときは、その通知の発信日から 6 か月以内に救済給付充当金を協会に納付しなければならない。

3 協会は、前項の規定により救済給付充当金の納付があったときは、事務細則の定めに従い、受領書を当該相手方事業者に交付するものとする。

（求償権等）

第 18 条：協会は、第 15 条の規定により救済給付金を給付したときは、前条の救済給付充当金の他、当該救済給付に要した諸費用について相手方事業者に求償することができる。

2 前項の費用は、次の各号に掲げるものとする。

一 救済金給付に係る振込手数料

二 事実確認のための交通費及び出張費用

（出えん金の増額）

第 19 条：協会は、基金の残額が基金設立時における金額（8,520 万円）の 60%を下回ったときは、正会員に対し基金への出えんの増額を募るものとする。

2 前項に規定する新たな出えん金の納付額は、基金設立時において正会員が出えんした額（60 万円）を上限として、総会がこれを決定する。

3 協会は、第 1 項により新たな出えんを募るときは、事務細則の定めに従い前項の出えん金額及び納付期限等を記載した書面を正会員に交付しなければならない。

（出えん金の取扱い）

第 20 条：協会は、正会員が定款第 10 条、第 12 条又は第 13 条の規定により退会し、又は除名された場合であっても既納の出えん金は過誤納の場合を除きこれを返還しないものとする。

（基金の管理）

第 21 条：協会は、善良なる管理者の注意をもって基金を管理するものとする。

2 基金の管理方法は、事務細則に基づき理事会が決定する。

（基金から生じた利息）

第 22 条：基金を管理することにより生じた利息等は、これを以って消費者救済業務に係る経費に支弁するものとし、出えん者への分配はこれを行わない。

(基金に係る権利等の譲渡の禁止)

第 23 条：正会員は、本規程に基づく正会員の権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(事務細則への準拠)

第 24 条：本規程に定めのない事項は、事務細則に定めるところによる。

(規程の改正)

第 25 条：本規程の改正は、理事会の議決による。ただし、第 6 条第 3 項に定める出えん金の額を変更する場合及び第 19 条第 2 項に定める新たな出えん金の額を決定する場合は、総会の議決を経なければならない。

附則

1. 本規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。
2. 前項の規定にかかわらず、第 6 条の規定は、平成 21 年 10 月 8 日（理事会の議決日）から施行する。

附則

この変更規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。